

## ＊市県民税の計算方法について＊

### 手順1 所得金額の算出

収入から必要経費を差し引き、所得金額を算出します。

収入金額	－	必要経費	＝	所得金額
------	---	------	---	------

- ※ 給与所得は、給与収入から【給与所得金額の計算表】(P 17) を用いて計算します。
- ※ 公的年金に係る雑所得は、公的年金の収入から【公的年金等の雑所得の計算表】(P 18) を用いて計算します。
- ※ 給与所得と公的年金等に係る雑所得がどちらもあるかたは次のように給与所得を算出します。

給与所得 (上限10万円)	＋	公的年金等に係る雑所得 (上限10万円)	－10万円＝	所得金額調整控除
				(マイナスの場合は0)

給与所得金額の計算表 (P17) を 基に算出した給与所得	－	所得金額調整控除	＝	給与所得
----------------------------------	---	----------	---	------

### 手順2 課税標準額の算出

所得金額から所得控除額を差し引き、課税標準額(課税対象となる所得)を算出します。

所得金額	－	所得控除額	＝	課税標準額
所得の種類はP20を ご覧ください		所得控除の種類は P21～P23をご覧ください		

### 手順3 所得割額の算出

課税標準額に税率 10 % (市民税 6 %、県民税 4 %) を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。

課税標準額	×	税率	－	税額控除額	＝	所得割額
		市民税 6%      県民税 4%		税額控除の種類は P24・25をご覧ください		

### 手順4 市県民税額の算出

所得割額に均等割額 4,800 円 (市民税 3,000 円、県民税 1,800 円) を足して、市県民税額を算出します。

所得割額	＋	均等割額	＝	市県民税の年税額
		市民税 3,000円      県民税 1,800円		

- ※ 土地・建物の譲渡や株式の譲渡などによる所得は税率が異なります。
- ※ 県民税均等割額 1,800 円には秋田県水と緑の森づくり税 800 円が含まれます。
- ※ 令和6年度から森林環境税(国税) 1,000 円も均等割額と併せて市が徴収します。

**【給与所得金額の計算表】**

給与等の収入金額(円)	給与所得の金額	
550,999円以下	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額÷4=B (千円未満切り捨て)	
1,800,000円 ～ 3,599,999円		B×2.4+100,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		B×2.8－80,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	B×3.2－440,000円	
8,500,000円以上	収入金額×0.9－1,100,000円	
	収入金額－1,950,000円	

**○給与所得があるかたの計算例**

＜令和6年分 給与所得の源泉徴収票＞

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 秋田市山王〇-△-□	受給者(送附)又は所在地 秋田市山王〇-△-□	個人番号 0000	氏名 秋田 市郎	フリガナ アキタ イチロウ
種別 給与	支払金額 3,794,854	給与所得控除後の金額 2,593,600	所得控除の額の合計額 1,437,899	源泉徴収額 58,900
源泉控除対象雇用の有無等 ○ 有	配偶者(特別)控除の額 380,000	控除対象扶養親族の 控除の額 493,331	16歳未満の 扶養親族の控除の額 50,000	障害者等の 控除の額 34,568
社会保険料等の金額 493,331	生命保険料の控除額 50,000	地震保険料の控除額 34,568	住宅借入金等特別控除の額 0	
新生命保険料の金額 0	旧生命保険料の金額 109,876	介護保険料の金額 0	個人年金保険料の金額 0	印税年金保険料の金額 0
法定個人年金等特別控除 0	現住開始年月日(旧)同 0	法定個人年金等特別控除 0	現住開始年月日(旧)同 0	法定個人年金等特別控除 0
配偶者の合計所得 0	配偶者の合計所得 0	配偶者の合計所得 0	配偶者の合計所得 0	配偶者の合計所得 0
控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族 秋田 けつき	控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族 秋田 けつき	控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族 秋田 けつき	控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族 秋田 けつき	控除対象扶養親族 16歳未満の扶養親族 秋田 けつき
中途就・退職 秋田 市郎	中途就・退職 秋田 市郎	中途就・退職 秋田 市郎	中途就・退職 秋田 市郎	中途就・退職 秋田 市郎
受給者生年月日 昭和55年2月1日	受給者生年月日 昭和55年2月1日	受給者生年月日 昭和55年2月1日	受給者生年月日 昭和55年2月1日	受給者生年月日 昭和55年2月1日
支払者 株式会社 秋田〇工業	支払者 株式会社 秋田〇工業	支払者 株式会社 秋田〇工業	支払者 株式会社 秋田〇工業	支払者 株式会社 秋田〇工業

(1) 給与所得金額の計算表より給与所得を求めます。

$$3,794,854 \text{ 円} \div 4 = 948,713 \text{ 円}$$

千円未満切捨 **948,000 円**

$$948,000 \text{ 円} \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = \underline{2,593,600 \text{ 円} \dots \textcircled{1}}$$

※ 給与所得＝給与所得控除後の金額  
 ※ 給与収入が850万円超のかたであれば、所得金額調整控除を適用できる場合があります。

(2) 所得控除の内訳  
 (控除の種類と内訳についてはP 21～P 23をご覧ください。)  
 所得税と市県民税では同じ控除であっても、控除額が異なります。確定申告書や源泉徴収票などに記載されているのは所得税の控除額です。市県民税の控除額に置き換えて計算します。

社会保険料控除	493,331 円
生命保険料控除	35,000 円
地震保険料控除	17,284 円
配偶者控除	330,000 円
基礎控除	430,000 円

所得控除額合計 **1,305,615 円**…②

(3) ①の所得金額から②所得控除額を差し引き、課税標準額(課税対象となる所得)を算出します。

$$2,593,600 \text{ 円} - 1,305,615 \text{ 円} = 1,287,985 \text{ 円}$$

千円未満切捨 **1,287,000 円(課税標準額)**…③

- (4) ③の課税標準額に税率 10 % (市民税 6 %、県民税 4 %) を乗じ、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。  
税額控除 (調整控除などの算出のしかた) については P 24・25 をご覧ください。

・ 所得税と市県民税の人的控除額の差額を調整します (調整控除)。

配偶者控除	50,000 円	}	調整控除額合計 100,000 円…④
基礎控除	50,000 円		

※ 課税標準額③が 200 万円以下なので、課税標準額③と調整控除額合計④のいずれか小さい額の 5 % (市 3 %・県 2 %) に相当する金額を控除します。

1,287,000 円 (課税標準額③) > 100,000 円 (調整控除額合計④)

市民税調整控除額	100,000 円 × 3 % = 3,000 円
県民税調整控除額	100,000 円 × 2 % = 2,000 円

市民税所得割額 1,287,000 円 × 6 % - 3,000 円 = 74,220 円 → 74,200 円 (100 円未満切捨)  
 県民税所得割額 1,287,000 円 × 4 % - 2,000 円 = 49,480 円 → 49,400 円 (100 円未満切捨)

- (5) 所得割額に均等割額 4,800 円 (市民税 3,000 円、県民税 1,800 円) を足して、市県民税額を算出します。森林環境税 (国税) 1,000 円も均等割額と併せて市が徴収します。

市民税	74,200 円 + 3,000 円 = 77,200 円	<u>市県民税 (年税額) 129,400 円</u>
県民税	49,400 円 + 1,800 円 = 51,200 円	
森林環境税 (国税)	1,000 円	

### 【公的年金等の雑所得の計算表】

● 65 歳以上のかた (昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれのかた)

公的年金等の収入金額 =Aとする	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1千万以下	1千万超2千万以下	2千万超
330万未満	A-110万	A-100万	A-90万
330万以上410万未満	A×75%-27万5千	A×75%-17万5千	A×75%-7万5千
410万以上770万未満	A×85%-68万5千	A×85%-58万5千	A×85%-48万5千
770万以上1千万未満	A×95%-145万5千	A×95%-135万5千	A×95%-125万5千
1千万以上	A-195万5千	A-185万5千	A-175万5千

※ 収入が年金だけの場合、他の人の扶養になれる年金収入は 158 万円以下です。  
 また、年金収入が 151 万 5 千円以下のかたは非課税です (P 3 参照)。

● 65 歳未満のかた (昭和 35 年 1 月 2 日以後生まれのかた)

公的年金等の収入金額 =Aとする	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1千万以下	1千万超2千万以下	2千万超
130万未満	A-60万	A-50万	A-40万
130万以上410万未満	A×75%-27万5千	A×75%-17万5千	A×75%-7万5千
410万以上770万未満	A×85%-68万5千	A×85%-58万5千	A×85%-48万5千
770万以上1千万未満	A×95%-145万5千	A×95%-135万5千	A×95%-125万5千
1千万以上	A-195万5千	A-185万5千	A-175万5千

※ 収入が年金だけの場合、他の人の扶養になれる年金収入は 108 万円以下です。  
 また、年金収入が 101 万 5 千円以下のかたは非課税です (P 3 参照)。

